

郡山市工事成績評定通知実施要領

平成 19 年 4 月 1 日制定

令和 8 年 9 月 1 日最終改正

[財務部契約検査課]

(目的)

第 1 この要領は、工事成績について、郡山市工事成績評定要綱(平成19年 2 月22日制定。以下「要綱」という。)に規定する評定の通知及び請求について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(評定点等の通知)

第 2 市長は、評定者から 1 件の請負金額が 500 万円以上の物件の評定表等が提出されたときは、速やかに当該工事の受注者に評定点を検査結果と併せて検査結果兼工事成績評定通知書(様式第 1 及び細目別評定点採点表)により通知するものとする。要綱第 8 条の規定に基づき評定を修正した場合も同様とする。

(説明請求に対する回答)

第 3 要綱第 9 条第 2 項の回答は、工事成績評定に係る説明書(様式第 2)により行うものとする。

また、工事担当課で回答するものにあつては、契約検査課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

検査結果兼工事成績評定通知書

年 月 日			
受注者			
様			
郡山市長			
次のとおり検査の結果及び工事成績評定結果を通知します。			
契 約 番 号		検 査 回 次	
工 事 名			
施 行 場 所			
完 成 年 月 日			
検 査 年 月 日			
検 査 結 果		評 定 点	
担 当 課			
備 考	評定の結果に疑問があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して 14 日（「市の休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。		

様式第 2

年 月 日

様

郡山市長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 契約番号 第 号

3 疑問に対する回答